

第7章 罰 則

第70条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第6条、第13条の2、第21条、第34条、第44条、第52条又は第58条の10の規定に違反したとき。
- 二 第12条の6第1項の規定に違反して、表示をせず、又は不実の表示をしたとき。
- 三 第8条第1項若しくは第2項、第8条の2第1項若しくは第2項、第15条第1項から第3項まで、第15条の2第1項若しくは第2項、第23条第1項若しくは第2項、第23条の2第1項若しくは第2項、第39条第1項から第5項まで、第39条の2第1項から第4項まで、第47条第1項若しくは第2項、第47条の2第1項若しくは第2項、第57条第1項から第3項まで、第57条の2第1項若しくは第2項、第58条の13第1項若しくは第2項又は第58条の13の2第1項若しくは第2項の規定による命令に違反したとき。

第71条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第4条第1項、第5条第1項若しくは第2項、第18条第1項、第19条第1項若しくは第2項、第37条第1項若しくは第2項、第42条第1項から第3項まで、第55条第1項若しくは第2項、第58条の7第1項又は第58条の8第1項若しくは第2項の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付したとき。
- 二 第7条第1項、第14条第1項若しくは第2項、第22条第1項、第38条第1項から第4項まで、第46条第1項、第56条第1項若しくは第2項又は第58条の12第1項の規定による指示に違反したとき。
- 三 第66条第1項(同条第6項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第1項の規定による物件を提出せず、若しくは虚偽の物件を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- 四 第66条第2項(同条第6項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第2項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第72条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、100万円以下の罰金に処する。

- 一 第 12 条、第 36 条、第 43 条又は第 54 条の規定に違反して、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしたとき。
 - 二 第 12 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項（第 12 条の 4 第 2 項において準用する場合を含む。）、第 12 条の 4 第 1 項、第 36 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項（第 36 条の 4 第 2 項において準用する場合を含む。）、第 36 条の 4 第 1 項、第 54 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項（第 54 条の 4 第 2 項において準用する場合を含む。）又は第 54 条の 4 第 1 項の規定に違反したとき。
 - 三 第 12 条の 3 第 3 項（第 12 条の 4 第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）、第 36 条の 3 第 3 項（第 36 条の 4 第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第 54 条の 3 第 3 項（第 54 条の 4 第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつたとき。
 - 四 第 12 条の 6 第 2 項の規定に違反して、同項各号に掲げる表示をしたとき。
 - 五 第 13 条第 1 項又は第 20 条第 1 項の規定に違反して通知しなかつたとき。
 - 六 第 35 条又は第 53 条の規定に違反して表示しなかつたとき。
 - 七 第 45 条第 1 項の規定に違反して、同項に定める書類を備え置かず、又はこれに不正の記載をしたとき。
 - 八 第 45 条第 2 項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。
- 2 前項第 2 号の罪を犯した者が、その提供した電子メール広告において、第 11 条、第 12 条の 3 第 4 項（第 12 条の 4 第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）、第 35 条、第 36 条の 3 第 4 項（第 36 条の 4 第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）、第 53 条若しくは第 54 条の 3 第 4 項（第 54 条の 4 第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して表示しなかつたとき、又は第 12 条、第 36 条若しくは第 54 条の規定に違反して著しく事実と相違する表示をし、若しくは実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしたときは、1 年以下の拘禁刑又は 200 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 第 73 条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30 万円以下の罰金に処する。
- 一 第 28 条第 2 項又は第 31 条第 2 項の規定に違反して、その名称又は商号中に訪問販売協会会員又は通信販売協会会員であると誤認されるおそれのある文字を用いたとき。
 - 二 第 66 条第 3 項（同条第 6 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
 - 三 第 66 条第 4 項（同条第 6 項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第 4 項の

規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出したとき。

四 第 66 条第 5 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第 74 条 法人の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第 70 条第 3 号 3 億円以下の罰金刑

二 第 70 条第 1 号及び第 2 号 1 億円以下の罰金刑

三 前 3 条 各本条の罰金刑

2 人格のない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第 75 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の過料に処する。

一 第 27 条の 3 第 1 項、第 27 条の 4 第 1 項、第 30 条の 2 第 1 項又は第 30 条の 3 第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第 29 条の 5 第 2 項若しくは第 32 条の 2 第 2 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第 29 条の 5 第 2 項若しくは第 32 条の 2 第 2 項の規定による命令に違反した者

第 76 条 第 28 条第 1 項又は第 31 条第 1 項の規定に違反して、その名称又は商号中に訪問販売協会又は通信販売協会であると誤認されるおそれのある文字を用いた者は、10 万円以下の過料に処する。

解 説

1 特定商取引法に違反する行為については、これまでの累次の法改正において、違法行為の悪質性や被害金額等の観点から、罰則の新設・拡充を行うことにより罰則の強化がなされてきている。

2 併科について

法違反により拘禁刑が科された者については、執行猶予が付される場合も少なくない。しかし、特定商取引に係る本法の規定に違反し、消費者の利益を害して行為者及び法人が経済的利益を得ていること及びその社会的影響の大きさに鑑みれば、執行猶予とされた拘禁刑だけでは行為者への制裁としては不十分であり、経済的制裁を科することが適当である。こうしたことから、拘禁刑に罰金刑を併科し得るものとし、現在は法第 70 条、第 71 条及び第 72 条第 2 項の行為について併科するものとされているところである。

3 法第 74 条第 1 項は、法第 70 条から第 73 条までの違反行為があったときは、その行為者本人のほか、その行為者と一定の関係にある法人又は人に対しても罰金刑を科する旨

の規定、いわゆる両罰規定である。

現在の刑法理論では、法人には犯罪行為能力は認められていないが、本法のような企業の事業活動を規制対象とする法律にあつては、実際の行為者のみを罰するのでは規制目的を十分に達することができないので、監督責任のある法人又は人にも罰金刑を科することとしている。また、これに加え、同様の責任を有する代理人、使用人その他の従業者に対しても罰金刑を科するものとしている。

なお、同項は、法人と自然人の資力格差等を勘案し、法人の違反行為に対して十分な抑止効果を持たせるため、法人の違反行為のうち、悪質性が高い業務停止命令違反については、自然人に対する罰金額よりも重課するいわゆる法人重課規定となっている。

同項にいう「法人」には、法第8条第1項において定義しているとおり、人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものが含まれる。そこで、同条第2項は、人格のない社団又は財団が違反行為を行い第1項の両罰規定の対象となった場合における訴訟行為の代表者及び刑事訴訟に関する法律の適用に関する定めを置いている。

4 罰金額及び懲役（当時）の引上げについて

(1) 平成11年改正

法違反の抑止力となるよう懲役刑及び罰金刑の強化を図っており、禁止行為及び業務停止命令違反については「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」から「2年以下の懲役又は300万円以下の罰金」に、書面の交付義務違反、主務大臣の指示違反、誇大広告等については「50万円以下の罰金」から「100万円以下の罰金」にそれぞれ引上げを行った。

(2) 平成20年改正

不実告知、重要事項不告知、威迫・困惑行為については、特定商取引法違反を構成する中核的な罪であり、これまで行政処分を行った多くの事案で行われている極めて悪質な違反行為であることから、他の法令の罰則水準も踏まえて「3年以下の懲役又は300万円以下の罰金」へと引き上げ、勧誘目的を告げずに誘引した者に対し公衆の出入りする場所以外の場所で勧誘する行為なども、「1年以下の懲役又は200万円以下の罰金」へと引上げを行った。

(3) 平成28年改正

悪質事業者の手口の巧妙化等に対応し違反行為を十分に抑止する観点から、他の法令の水準等を勘案しつつ罰則の強化を行い、不実告知、重要事項不告知、目的隠匿型誘引行為等に係る禁止行為の法人罰を「1億円以下の罰金」に、業務停止命令違反に対する個人罰を「3年以下の懲役」に引き上げたほか、指示違反、検査忌避、書面不交付に係る個人罰として「6月以下の懲役」を追加した。また、新設された業務禁止命令に違反した場合には、業務停止命令違反と同等の水準の罰則が科されることとした。